

別表4 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【道有林】

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	66	56	3.33	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
		67	67	10.53	
97	51	7.11			
伐期の延長を推進すべき森林		65	1～3、5、6、51～58、60、61、80～82、801、901	145.21	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：20ha以下
		66	1～3、52～55、57～65、67、69、72、74、81、82、84、95、97、98、801、901、995	208.96	
		67	1、2、51～61、63～66、68～73、75、77～83、95、97、98、801、901、995	220.17	
		68	1～5、8、9、51～57、65～68、70、71、80～82、801、901	305.60	
		69	全域	168.03	
		70	1～3、5～8、51～53、55、98、801、830、901、930	140.11	
		71	全域	307.94	
		72	全域	265.02	
		73	全域	326.53	
		74	全域	302.65	
		80	46、47	3.41	
		89	1、901	9.24	
		96	1～4、52～57、60、62、63、95、98、801、901、995	121.07	
		97	1、3～7、54、53～58、60～65、67、71～74、95、98、801、901、995、998	263.35	
		98	1～3、53、95、98、801、901、995	156.59	
		99	7、11、13、16、51～58、62～64、901	78.13	
		100	1、2、51～56、95、98、801、901、902	131.47	
		101	1、6、42、51～54、901、930	117.22	
		102	6、51～59、901、930	76.90	
		103	1～3、51～59、63、65、80	112.32	
104	2、41、43、51、52、54	73.83			
105	1、2、5、9、41、51～53	139.60			
107	全域	113.57			
108	4、6～8、41、42、44、52、53、801、901	90.55			
109	1、4、5、8、9、41、51～59、63、67、801、901	152.25			
110	1～7、53、56、58～60、62、64、65、801、832～835、901、930～935	261.65			
111	3～7、52、54、55、62、64、67、801、830～835、901、930～935	241.83			
112	1、51～58、60～69、80～84、801、830、832、901、930、932～934	231.25			
伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)		76	全域	239.08	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：10ha以下
		77	全域	229.59	
		78	全域	290.49	
		80	1、3～5、7、12、42、44、45、51、95、98、901	202.83	
		81	1～11、13～15、41～44、51、53、55、901	256.88	
		82	4、7、41	68.60	
		84	全域	214.43	
		86	1、2、5、41～44、51～55	156.63	
		87	2、10～13、41、42、51～59	112.94	
		88	3、41、44～46、51～54、57、98	83.81	
		90	4、5、8、41、51、54、58、901	89.68	
		91	1、3～5、7、51～56、95、98、804、901	158.34	
		92	1、5～7、9、11～13、51～53、95、98、901、995	223.16	

		93	2、6、7、41～43、51、53、54、56～59、95、98、901	96.23	
		94	全域	230.36	
		95	1、41	45.94	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	83	3、4、6、9、42、95、98、901	78.40	主伐林齢:標準伐期齢以下 伐採率:70%以下 その他:標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		85	42、43、51、53、54、56	13.92	
複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	65	62、63、83、802、902	18.65	主伐林齢:標準伐期齢以上 伐採率:30%以下又は40%以下 その他:標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		66	75～80、83、85、802、902	45.18	
		67	74、76、802、902	2.17	
		68	62～64、69、72、802、902	28.20	
		70	4、902	5.50	
		75	全域	224.27	
		79	全域	273.98	
		80	8、9、41、43、903	39.27	
		81	54、56～59、902	21.58	
		82	2、3、5、6、8～10、42、55～58、903	267.76	
		83	1、2、5、41、43、44、903	144.83	
		85	1、2、41、44、52、55	209.86	
		86	3、4	121.59	
		87	1、5、8、9	192.03	
		88	1、2、4～7、42、43、47、55、56	192.69	
		89	3、4、6、7、41、51、902	177.27	
		90	1、2、3、7、9、10、20、45、55～57、59、905	105.73	
		91	2、6、8～10、41、902、904	126.43	
		92	2、10、54、902	38.05	
		93	3～5、8～11、52、55、60、903	164.07	
		95	2～10、51～55	237.14	
		96	64、902	5.17	
		97	66、68～70、902	18.12	
		98	54～58、802、902	30.01	
		99	4～6、8、9、17、18、59～61、65～67、902	135.51	
		100	3、4、41	128.09	
		101	2、3、5、8、41、55、56、903	153.24	
102	2～4、7、41、60、902	195.29			
103	4、5、41、60～62、64、66～68、903	82.82			
104	1、3～7、42、44、53、55～59	195.80			
105	3、4、8、54～56	95.40			
106	全域	204.01			
108	1、43、51、902	146.77			
109	2、3、10、42、60、62、64～66、68、69、802、902、903	150.29			
110	51、52、63、802、902	12.83			
111	57、59～61、63、65、66、82、802、902	30.07			
112	70～79、831、902、931	38.84			
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るた	長伐期施業を推進すべき森林(注3)				主伐林齢:注3の表による 皆伐面積:20ha以下
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	83	3、4、6、9、42、95、98、901	78.40	主伐林齢:標準伐期齢以下 伐採率:70%以下 その他:標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		85	42、43、51、53、54、56	13.92	

	択伐による複層林施業を推進すべき森林	83	1、2、5、41、43、44、903	144.83	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		85	1、2、41、44、52、55	209.85	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林				特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	40年以上

